

安全な食品を製造するために

～HACCP支援法について～

農林水産省食料産業局企画課
食品企業行動室

HACCP支援法とは

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法 〔通称 HACCP支援法〕(平成10年法律第59号)

- 食品の安全性の向上と品質管理の徹底に対する社会的な要請に対応し、食品製造業界全体にHACCPの導入を促進
- 農林水産省と厚生労働省との共管
- HACCP導入に必要な施設整備や、その前段階の衛生・品質管理等のための施設及び体制の整備である「高度化基盤整備」に対する (株)日本政策金融公庫^{注)}による長期融資支援

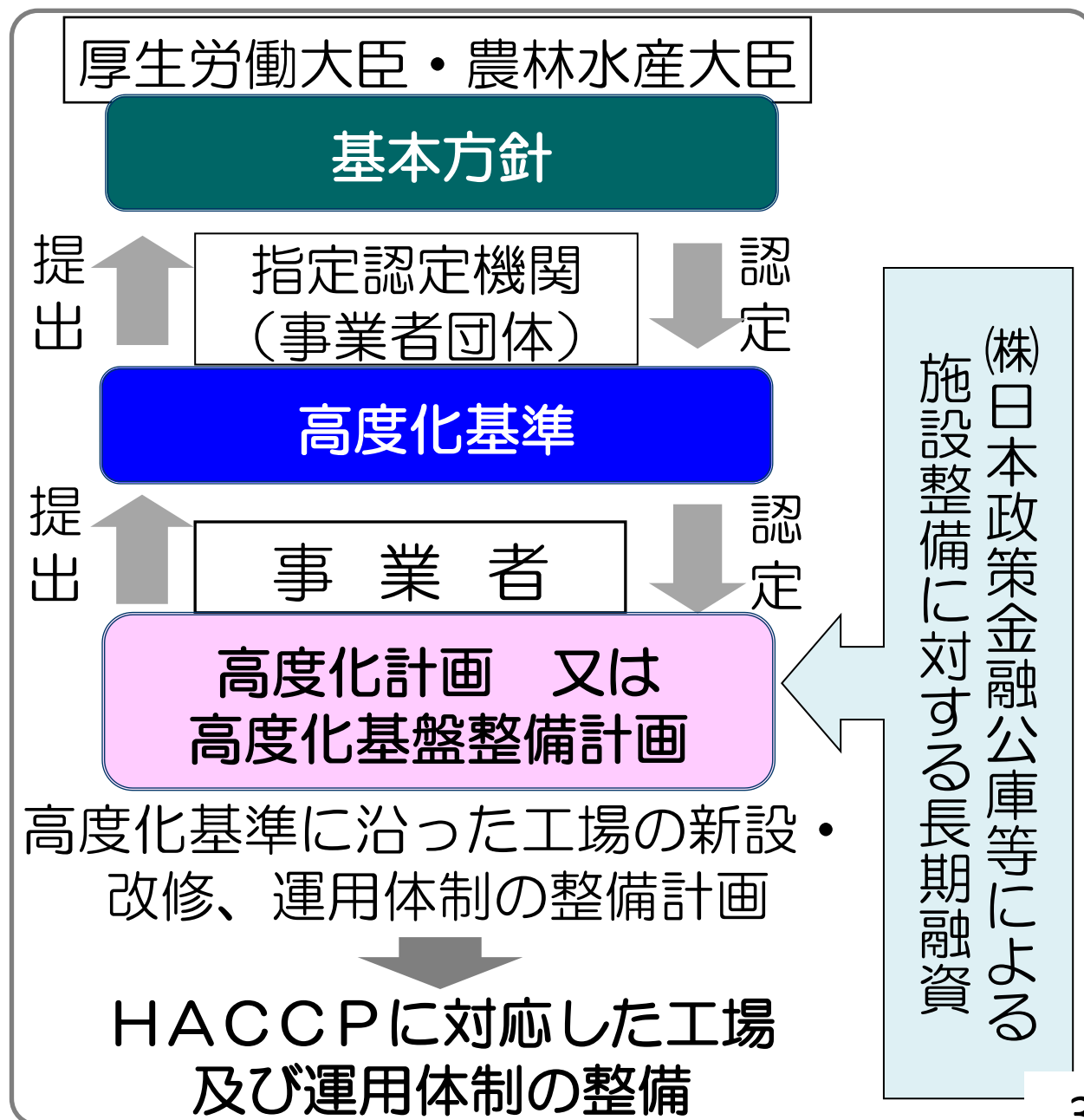
注) 沖縄県は沖縄振興開発金融公庫



支援法の仕組み

○事業者は、「高度化計画」又は「高度化基盤整備計画」の認定を受けると支援対象に

○(株)日本政策金融公庫等による施設整備への長期融資



HACCP支援法のイメージ

HACCPシステム

HACCPシステムの導入

実施しなければならない事項

- ・ HACCPチームの編成
- ・ 危害要因、管理基準等の科学的分析
- ・ 重要管理点での継続的な監視・記録 等

課題

- ・ 人材確保
- ・ 技術的知識
- ・ コスト



低温室等の
自動温度記録
器・警報機

従業員教育、
コンプライアンスの
徹底等



従業員の衛生管理



食品製造設備の
保守管理

高度化基盤整備

施設・設備の整備



手洗い施設



スパイラル式
野菜洗浄機



殺菌水供給装置



空調機、冷蔵庫の導入



ソックダクト

高度化基盤整備計画に基づき、融資対象

「製造過程の管理の高度化」
HACCP導入までを定めた計画（高度化計画）に基づき、融資対象

高度化基盤整備とは

- 製造過程の管理の高度化を行う前にその基盤となる施設及び体制を整備すること

(HACCP支援法第2条第3項)

- 整備する施設及び体制は以下の取組が確実に実施できるもの

- ① 食品を安全に保つ衛生水準及び事業者が目標とする一定の品質水準を確保するための取組
- ② 消費者の信頼を確保するための取組

(基本方針 第2の1)

これに該当するものであれば、その**全部でも一部でも、高度化基盤整備計画の内容とできる**



高度化基盤整備の構成(イメージ)

HACCPシステム
(危害要因分析重要管理点)

**高度化基盤整備
事項(確認項目)**

食品の種類ごとの項目

共通する項目

I 組織の運営に関する項目

**II 衛生・品質水準を
確保する項目**

**III 消費者の信頼を確保す
るための項目**

食品の種類ごとの事項の追加、
内容の具体化

2段階のレベル

取り組む
ことが
望ましい
事項

実施す
べき
事項

高度化基盤整備の内容

I 組織の運営 (マネジメント)



- ① 経営者が果たすべき役割
- ② 食品衛生管理者・食品衛生責任者または製造責任者が果たすべき役割
- ③ 法令遵守と社会倫理に適合した行動(コンプライアンス)
- ④ 従業員が必要な知識や技術を習得できる教育・訓練
- ⑤ 緊急時の対応のための仕組みの整備
- ⑥ 食品安全への故意の危害を防止する対策(食品防御対策)

II 衛生・品質 水準の確保



- ① 製造・加工の施設・環境(Environment)を適切にし、管理すること
- ② 装置・設備(Machine)の仕様、管理を適切にすること
- ③ 原材料(Material)の仕様、管理を適切にすること
- ④ 製造に関わる人(Man)の行動、管理を適切にすること
- ⑤ 食品等の取扱い方法(Method)を適切に設定すること
- ⑥ 検査(Measure)を適切に実施すること

III 消費者の 信頼確保



- ① 製品情報の管理
- ② トレーサビリティの確保
- ③ コミュニケーション

支援制度による融資対象の例

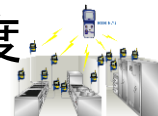
取組内容

融資対象施設・設備

高度化 (HACCP)

危害の発生防止のため、特に重点的に管理すべき工程を、連続的に監視

低温室等の自動温度記録器・警報機



高度化基盤整備事項

衛生・品質水準の確保

備装置・器具

温度管理を要する装置・設備、冷蔵又は冷凍製品の保管・製品の温度をモニタリング及び管理

記録装置付き空調機、冷蔵庫



人

食品取扱者は、必要な場所では目的に合った清潔で良好な状態の作業着・履物へ交換等

エアシャワー



取食品等の扱方法

有害な微生物又はそれらが産生する毒素を安全なレベルまで取り除くか増やさない

熱水スプレー式レトルト殺菌機



消費者の信頼確保

トレーサビリティ

入出荷の記録の作成及び記録の保存の手順を定め、実施

バーコードリーダー



(株)日本政策金融公庫による融資

1 貸付対象者

食品製造・加工事業者で、HACCP支援法に基づき指定認定機関による認定を受けた高度化計画又は高度化基盤整備計画に従って、施設整備を行う者

※中小企業者(資本金3億円以下又は従業員300人以下等)のみ

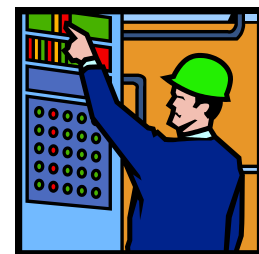
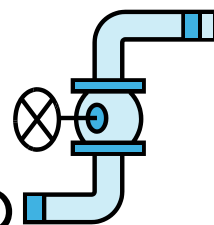
2 貸付の使途

① 区画分離を行う隔壁や埃対策の空調施設、排水設備の整備に対応した建物の整備

② 手洗施設等の衛生管理設備の設置

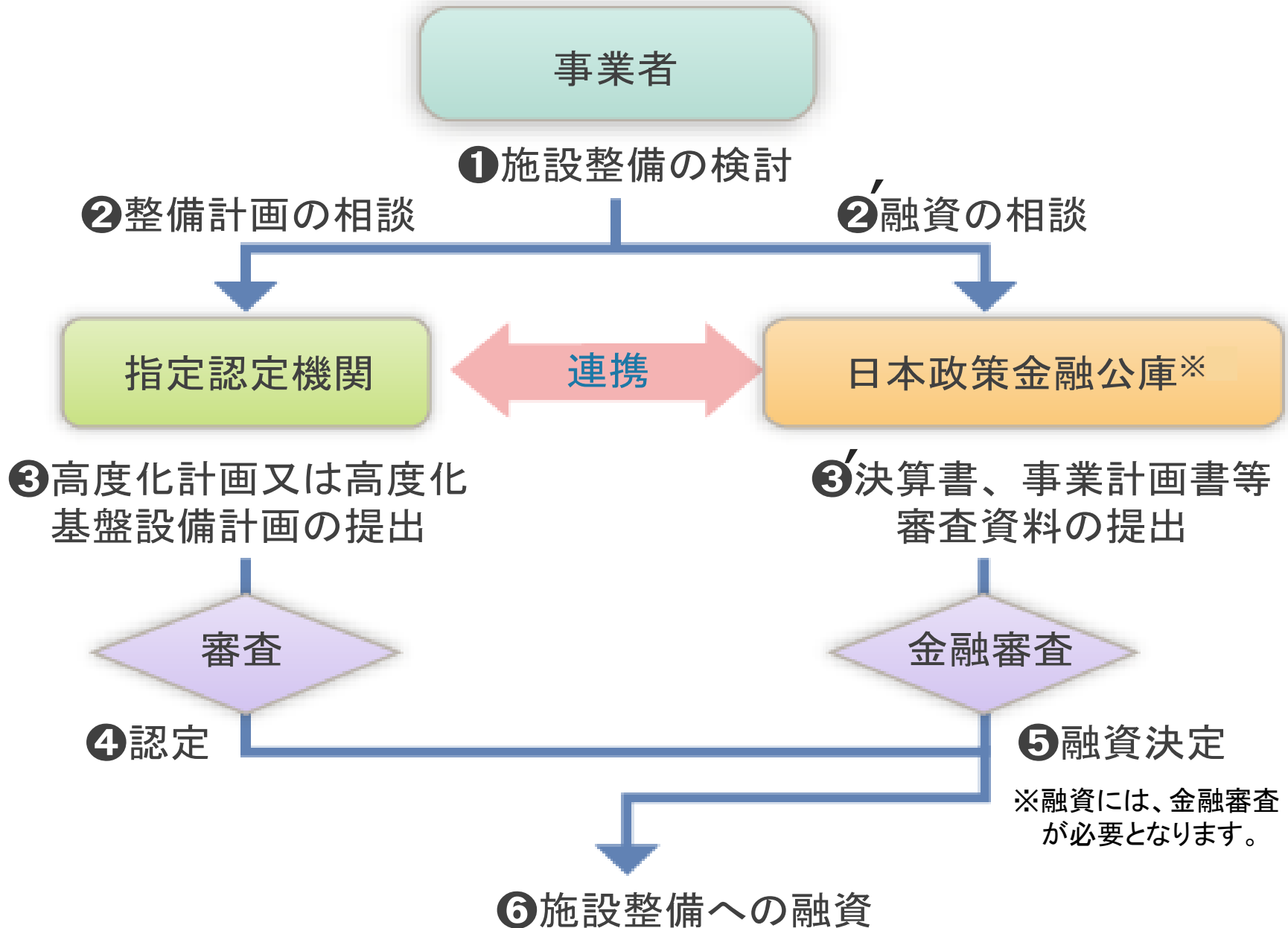
③ 監視制御システムのための機械・設備の設置

④ ①～③と併せて、一体的に導入する生産施設の整備



貸付条件 (H27. 7. 21時点)	貸付金利	: 2.7億円まで	0.55～0.65%
		2.7億円超	0.70～0.80%
	貸付限度額	: 事業費の80%相当額又は20億円のいずれか低い額	
	償還期限	: 10年以上15年以内（うち据置期間3年以内）	

HACCP支援法に基づく融資の申込みフロー



対象となる食品の種類及び指定認定機関(23機関)

食品の種類	指定認定機関名	食品の種類	指定認定機関名	食品の種類	指定認定機関名
食肉	(公財)日本食肉生産技術開発センター	ウスターソース類	(一社)日本ソース工業会	冷凍食品	(一社)日本冷凍食品協会
食肉製品	(一社)日本食肉加工協会	食酢製品	(一財)全国調味料・野菜飲料検査協会	炊飯製品	(公社)日本炊飯協会
乳・乳製品	(公財)日本乳業技術協会	ドレッシング類	(一財)日本食品分析センター	そうざい・カット野菜	(一社)日本惣菜協会
水産加工品	(一社)大日本水産会	パン	(一社)日本パン技術研究所	弁当	(一社)日本弁当サービス協会
容器包装詰常温流通食品	(公社)日本缶詰びん詰レトルト食品協会	菓子製品	全国菓子工業組合連合会	大量調理型主食的調理食品	(公社)日本べんとう振興協会
農産物漬物	全日本漬物協同組合連合会	食用加工油脂	(公財)日本食品油脂検査協会	集団給食用食品	(公社)日本給食サービス協会
味噌	全国味噌工業協同組合連合会	生めん類	全国製麺協同組合連合会	清涼飲料水	(一社)全国清涼飲料工業会
醤油製品	全国醤油工業協同組合連合会	乾めん類	全国乾麺協同組合連合会	平成27年8月現在	

関連情報

農林水産省HP(「農水省HACCP」で検索)

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/haccp/index.html>

農林水産省食料産業局企画課*
食品企業行動室品質管理普及班
TEL 03-3502-5743

(*10月1日食品製造課に変更予定)

農林水産省/HACCP支援法(食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法) ホームページ - Windows Internet Explorer

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/haccp/index.html

お気に入り 農林水産省/HACCP支援法(食品の製造過程の...)

農林水産省

キッズサイト English

ホーム サイトマップ このサイトの使い方 文字の大きさ・色を変えるには

サイト内検索 検索 文字サイズ変更 小 中 大 色変更 白 青 黄 黒

農林水産省について 組織・政策 報道・広報 統計情報 ご意見・お問い合わせ

ホーム > 組織・政策 > 食料産業 > HACCP支援法(食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法) ホームページ

更新日:平成27年7月22日

HACCP支援法(食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法) ホームページ

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(HACCP支援法)

この法律は、食品の安全性の向上と品質管理の徹底等への社会的な要請に応えて、食品製造業界全体にHACCPの導入を促進するため、平成10年5月に5年間の時限法として制定され(同年7月1日施行)、平成15年6月(同年7月1日施行)及び平成20年6月(同年7月1日施行)にそれぞれ5年間延長する改正法が公布されました。

この法律の制定以降、大手企業へのHACCP導入は進んでいますが、食品製造業界の大宗を占める中小事業者については、引き続き食品の安全性向上の取組を後押しする必要があります。

また、EU、米国のをはじめ、HACCPを衛生基準として求める国際的動向がある中で、輸出促進のためには、輸出先国が求めるHACCPに対応できるよう、輸出環境の整備が課題となっています。

このような状況を踏まえ、これらの課題に対応するため、平成25年6月にこの法律を10年間延長するとともに、HACCP導入の前段階での施設及び体制の整備である「高度化基盤整備」を支援対象とする改正を行いました(平成25年6月17日成立、同月21日公布)。

- 法律の改正内容に関する詳細な情報は[こちらから\(PDF:550KB\)](#)
- 法令(条文)・基本方針等は[こちらから](#)

新着情報

- 平成26年度 食品製造業におけるHACCPの導入状況実態調査結果を公表しました。(平成27年7月22日公表) **New!**
- 指定認定機関の高度化計画の認定状況を更新しました。(平成27年3月末現在)(PDF:129KB)(平成27年4月16日公表) **New!**
- HACCP支援法による支援策などを紹介するリーフレット「ホップ！ステップ！HACCP」を掲載しました。(平成26年12月3日)
- 改正HACCP支援法ブロック協議会(平成25年8月～9月)資料

報道・広報

- 大臣等記者会見
- 報道発表資料
- 災害関連情報
- 広報資料

政策情報

- 分野別情報
- 審議会、研究会等
- 法令、告示・通知等
- 予算、決算、財務書類等
- 補助事業、税制
- 政策評価
- 白書情報

統計情報

- 図書館情報

申請・お問い合わせ

- 電子申請窓口
- 法令適用事前確認手続
- ご意見・お問い合わせ

トップページ

HACCPとは?

高度化基盤整備とは?

法令(条文)・基本方針等

高度化計画認定状況

指定認定機関(高度化基準・認定業務規程)一覧

研修等のお知らせ